

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

葛飾区長

葛飾区条例第34号

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年葛飾区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「出張する」を「出張した」に改め、同条第2項中「車賃、日当、宿泊料及び食卓料の7種」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び旅行雑費の8種」に、「昭和31年10月葛飾区条例第20号」を「昭和31年葛飾区条例第20号」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第3条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。